条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準

平成 19 年 6 月 6 日 総 務 第 2 3 4 号

[沿革] 平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 234 号制定、平成 20 年 1 月 16 日付け総務第 930 号 一部改正、 平成 21 年 5 月 14 日付け総務第 139 号 一部改正、 平成 21 年 12 月 7 日付け総務第 836 号 一部改正、 平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1211 号 一部改正、 平成 23 年 9 月 1 日付け総務第 111 号 一部改正、 平成 24 年 2 月 29 日付け総務第 273 号 一部改正、 平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号 一部改正、 平成 25 年 12 月 3 日付け総務第 234 号 一部改正、 平成 28 年 4 月 26 日付け総務第 34 号 一部改正、 平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号 一部改正、 平成 30 年 3 月 23 日付け総務第 195 号 一部改正、 平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号 一部改正、 令和 3 年 3 月 8 日付け出務第 340 号 一部改正、 令和 4 年 3 月 25 日付け出総第 365 号 一部改正、 令和 4 年 12 月 16 日付け出総第 266 号 一部改正、 令和 6 年 3 月 4 日付け出総第 248 号 一部改正

第1~第10 〔略〕

別紙1~別添3-2 〔略〕

別紙4

施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準

- 1 〔略〕
- 2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方

施工実績要件等については、工事品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。

なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工 実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において修繕工事等で構造要件等を付 す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。

(1) 施工形態が単体である場合

	設言	計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満		
1	施工領	 毛績要件	対象工事の施工 数量の10分の6程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 1	対象工事の施工 数量の10分の4程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 2	対象工事の施工を以上又は施工工をだし、簡易な工事を			
2	技術者資	配置予定 技術者資格	一級相当以上の資 (専任配置)	一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 (専任配置)				
	格要件等	配置予定 技術者施工経験		績の2分の1程度以上 だし、1で要件を付さ		施工経験要件は 付さない		

- ※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。
- ※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。
- ※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。
- ※4 下請額が<u>4千5百</u>千万円(建築一式工事は<u>7</u>千万円)以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格及び監理技術者資格を求めるものとする。
- ※5 専任配置を求めるのは、設計額4千万円(建築一式工事は8千万円)以上の場合に限る。
- ※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・修繕等に係る工事とする。

条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準

平成 19 年 6 月 6 日 総 務 第 2 3 4 号 2

[沿革] 平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 234 号制定、平成 20 年 1 月 16 日付け総務第 930 号一部改正、 平成 21 年 5 月 14 日付け総務第 139 号一部改正、 平成 21 年 12 月 7 日付け総務第 836 号一部改正、 平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1211 号一部改正、 平成 23 年 9 月 1 日付け総務第 111 号一部改正、 平成 24 年 2 月 29 日付け総務第 273 号一部改正、 平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号一部改正、 平成 25 年 12 月 3 日付け総務第 234 号一部改正、 平成 28 年 4 月 26 日付け総務第 34 号一部改正、 平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正、 平成 30 年 3 月 23 日付け総務第 195 号一部改正、 平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、 令和 3 年 3 月 8 日付け出務第 340 号一部改正、 令和 4 年 3 月 25 日付け出総第 365 号一部改正、 令和 4 年 12 月 16 日付け出総第 266 号一部改正、 令和 6 年 3 月 4 日付け出総第 248 号一部改正、 令和 7 年 3 月 25 日付け出総第 276 号一部改正

第1~第10 〔略〕

別紙1~別添3-2 〔略〕

別紙4

施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準

- 1 〔略〕
- 2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方

施工実績要件等については、工事品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。

なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工 実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において修繕工事等で構造要件等を付 す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。

(1) 施工形態が単体である場合

	設記	計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満		
1	施工領	実績要 件	対象工事の施工 数量の10分の6程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 1	対象工事の施工 数量の10分の4程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 2	対象工事の施工を度以上又は施工工法だし、簡易な工事を			
2	技術者資	配置予定 技術者資格	一級相当以上の資 (専任配置)	一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 <u>※10</u> (専任配置)				
	格要件等	施工経験要件は 付さない						

- ※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。
- ※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。
- ※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。
- ※4 下請額が<u>5</u>千万円(建築一式工事は<u>8</u>千万円)以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格及び監理 技術者資格を求めるものとする。
- ※5 専任配置を求めるのは、設計額4千5百万円(建築一式工事は9千万円)以上の場合に限る。
- ※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・修繕等に係る工事とする。

- ※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同数量で設定するものとする。
- ※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ※9 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く。)の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

(2) 〔略〕

注1) [略]

注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にすること。

	されている。 ひく・ング・	と参与にすること。
一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの
1 级上未按工	土木一式工事 舗装工事	・ 1級建設機械施工技士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級土木施工管理技士	鋼構造物工事	・ 1級建築施工管理技士・ 一級建築士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級建築施工 管理技士	建築一式工事	・ 一級建築士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気工事 施工管理技士	電気工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級管工事施 工管理技士	管工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気通信 工事施工管理 技士	電気通信工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

ただし、機械設備工事 (機械器具設置工事業の許可を要するもの)、ボーリング工事 (さく井工事業の許可を要するもの) 及び消防設備工事について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。

(例)機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに 該当する者であること。

注3)~注6) [略]

別添4-1 〔略〕

	技術者	負相	谷区	分	对从	心表	<u> </u>										
[建	副	<u>т</u> Z	Ι.		F	D		種	類			
T K	資格区分	‡	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装		涂黑	防水	機械	通信	造園	\\\	<mark>水</mark> 道	消防
001	法第7条第2号イ該当	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
<mark>002</mark>	法第7条第2号中該当	\triangle	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	4	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
<mark>003</mark>	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)													\triangle			

- ※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同数量で設定するものとする。
- ※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ※9 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く。)の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ※10 消防設備工事については、該当する資格が無いので一級相当以上の資格要件を付さない。

(2) [略]

注1) [略]

注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にすること。

一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの
1	土木一式工事 舗装工事	・ 1級建設機械施工管理技士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級土木施工管理技士	鋼構造物工事	・ 1級建築施工管理技士・ 一級建築士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級建築施工 管理技士	建築一式工事	・ 一級建築士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気工事施工管理技士	電気工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級管工事施 工管理技士	管工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気通信 工事施工管理 技士	電気通信工事	・ 技術士 ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

ただし、機械設備工事 (機械器具設置工事業の許可を要するもの) <u>及び</u>ボーリング工事 (さく井工事業の許可を要するもの) について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。

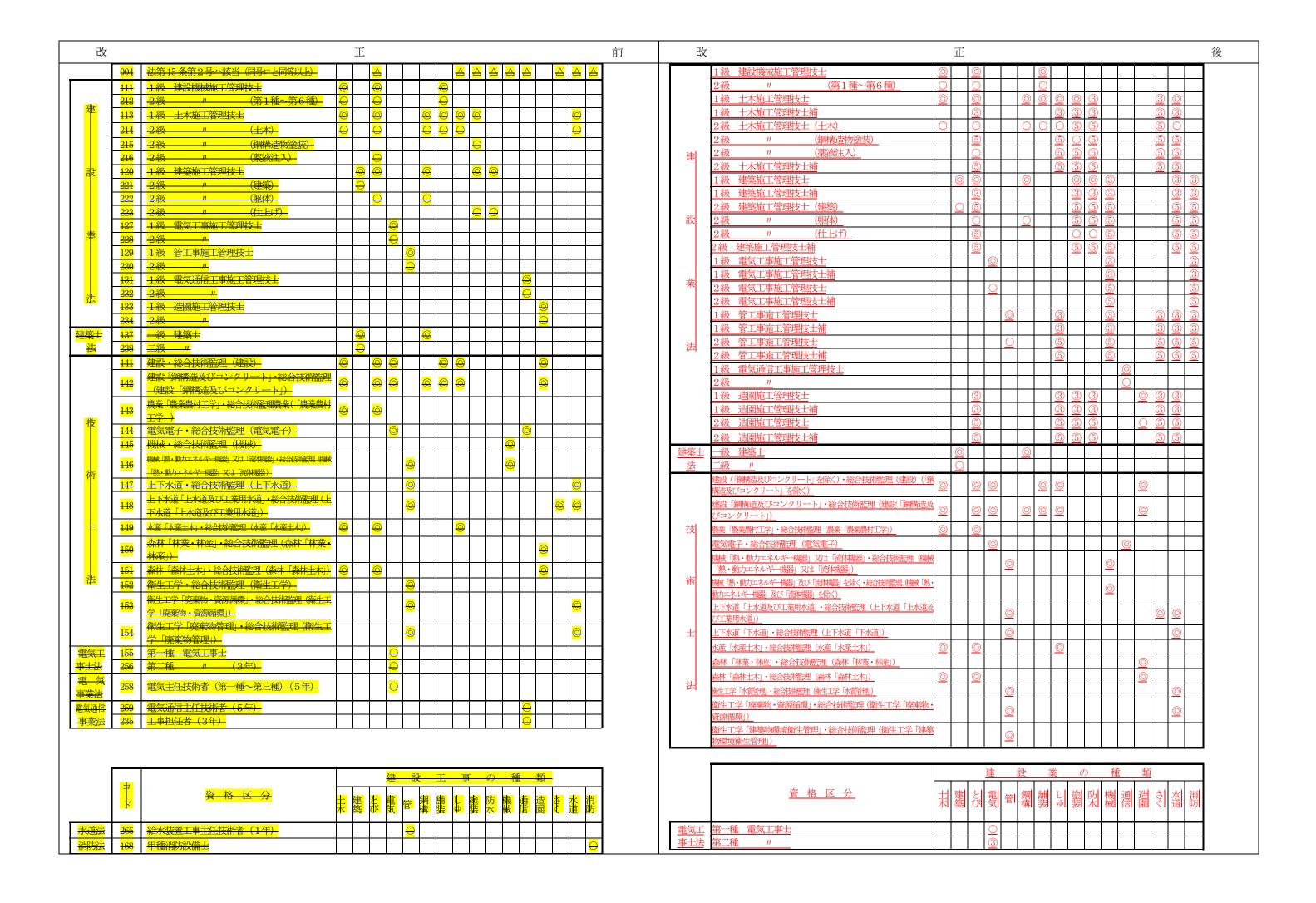
(例)機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに 該当する者であること。

注3)~注6) [略]

別添4−1 〔略〕

			建		設	1	美	σ,)	種	Ì	類			
栽	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	あつ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	Δ
\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
\triangle	$\overline{\nabla}$		$\overline{\nabla}$	\triangle	$\overline{\triangleright}$	\triangleright						$\overline{\triangleright}$			
		\triangle					\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle
		★ ★ ★ ★ △ △ △ △ △ △ △ △	注 建 と と と と と と と と と	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —					<u> </u>	<u> </u>				- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

技術者資格区分対応表



改	ζ		正							前	改		正							
	169	乙種 "							C		電気	電気主任技術者(第一種~第三種)			(5)					
	164	1級型枠施工		Θ							事業法				<u></u>			\perp	\bot	
	264	2級型枠施工(3年)		Θ							電気通信	電気通信主任技術者								<u>⑤</u>
	157	1級とび・とび工		0							事業法	工事担任者 (注8)								(3)
	257	2級とび・とびエ (3年)		Θ													\perp	$\bot\bot$	\bot	
	173	1級コンクリート圧送施工		\bigcirc							水道法				<u>①</u>				\bot	
	273	2級コンクリート圧送施工 (3年)		\bigcirc							消防法	甲種消防設備士								
	166	1級ウェルポイント施工		$\overline{\bigcirc}$							10014	<u>乙種 "</u>							\perp	
	266	2級ウェルポイント施工 (3年)		\bigcirc								1級型枠施工		0						
職	174	1級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管			Θ							2級 " (注9)		3						
	<mark>274</mark>	2級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(3年)			-							1級とび・とび工		0						
業	175	1級給排水衛生設備配管			Θ							2級 " (注10)		3						
	<mark>275</mark>	2級給排水衛生設備配管(3年)										1級コンクリート圧送施工		0						1
<mark>能</mark>	176	1級配管·配管工			\bigcirc							2級 " (注9)		3						
	<mark>276</mark>	<u>2級配管・配管工(3年)</u>									metal.	1級ウェルポイント施工		0						1
	170	1級建築板金「ダクト板金作業」			Θ						職	2級 " (注11)		3				1 1		\top
	<mark>270</mark>	2級建築板金「ダクト板金作業」(3年)									عللد	1級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管			0					
開	181	<u>1級鉄工・製罐</u>			 						兼	2級 "			3					1
786	281	2級鉄工・製罐(3年)			 						4 5	1級給排水衛生設備配管			0					
半	188	1級塗装・木工塗装・木工塗装工 2級塗装・木工塗装・木工塗装工(3年)									相名	2級 "			0					
/I	288	2級塗装·木工塗装·木工塗装工(3年)										1級配管・配管工 (注6)			<u>O</u>					
1/E	189	1級建築塗装・建築塗装工									73	2級 " (注6)			3					
淮	289	2級建築塗装・建築塗装工(3年)									盟	1級建築板金「ダクト板金作業」			0					
	190	1級金属塗装・金属塗装工									1713	2級 "			<u>3</u>					
洪	290	2級金属塗装・金属塗装工(3年)									発	1級鉄工・製罐 (注7)				<u>O</u>				
14-1	191	1級噴霧塗装									, ,	2級 " (注7)				<u>3</u>		$\perp \perp \downarrow$	\perp	
	291	2級噴霧塗装(3年)									促	1級塗装・木工塗装・木工塗装工						0	\bot	
	167	路面標示施工										<u>2級 "</u>						<u>3</u>		
	196	- 1級造 屋									進	1級建築塗装・建築塗装工						0	\bot	
	296	2級造園(3年)										<u>2級 "</u>						<u>3</u>	+	_
	197	1級防水施工				++	 	+		4	法	1級金属塗装・金属塗装工						<u>O</u>	\perp	\perp
	297	2級防水施工 (3年) 1級さく井	+++			++	$\frac{\Theta}{\Theta}$	 	-	-	注	<u>2級 "</u>						3	\perp	\perp
	198 298	1 版とく井 2 級さく井 (3年)	+++			++		+	 	-	4	1級噴霧塗装						0		
	298 061	地すべり防止工事士(1年)	+++				1 1	 	-	 	1 '	<u>2級 "</u>						3	\perp	\perp
	040	基礎施工士(基礎ぐい工事)	+++	${\Theta}$			1 1	+ + +		 		路面標示施工						<u>Q</u>	\bot	\perp
	040 062				$\frac{ }{\Theta}$		++	+ + +		\dashv		1級造園					\perp	++	\bot	\perp
	063	社集技術工(1年) 計装士(1年)			$\frac{1}{2}$		++	+ + +		\dashv		<u>2級 "</u>					\dashv	++	\perp	\perp
	964	登録基幹技能者					\triangle		<u> </u>			1級防水施工					+	1 1	<u></u>	+
V FIELD					- - - -		<u>~</u>		<u> </u>			2級 <u>"</u>					\perp	1 9	<u>3</u>)	+
※ 県 ?	J建設上	事競争入札参加資格審査申請の手引き」より										<u>1級さく井</u>		_			+	++	+	+
(注)	1 [△」は、該当する建設工事の種類においてのJ	方法									2級 "					+	++	+	+
(/±./	0 [アイトグル ルナロンバー	17	[V 13	[○ ½\\\	业」 ファフュ	a ブンシュニナン	ルナスォ の 本		地すべり防止工事士 (1年) (注12)		<u>U</u>			+	++	+	+
	2	◎」は指定業種(5業種)の格付要件で「1%	XMI II	1-1	· U J · XU ····	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	七般相	III VECT	してイルジ	コナ つもり (*	マ	基礎施工士(基礎ぐい工事)		\cup				$\bot \bot$	\perp	

- $\frac{2}{\Delta}$ $\frac{$
- 3 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号へに 該当する者となるために必要な実務経験の年数である。
- 4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日 時点で合格していた者は実務経験1年以上。
- 5 登録基幹技能者は、別表の対応する工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。

登録基幹技能者 (注5) ※「県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き」を参考

計装士(1年)

- (注) 1 「△」は、該当する建設業の種類においてのみ有効。
 - 2 「①」「③」「⑤」の数字は、当該資格取得後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数
 - 3 「◎」は指定業種(5業種)の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「 \triangle 」は「2級相当」にそれぞれ該当。
 - 4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
 - 5 登録基幹技能者は、工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。
 - 6 職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改 正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。

		7 昭和48年改正政会に	トフルズ外の独工しよフォのによっては、温地利日ナ、「制力	- H Alle Effethat at Ar H Alle 1
		するものに限る。 8 「第一級アナログ通信 令和3年4月1日以降 課程を修了し、又は総務 関し3年以上の実務の総 9 合格後、コンクリート 10 合格後、とび工事に関 11 合格後、土工工事に関	よる改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製作言」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信 降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者記 8大臣から同等以上の認定を受けたもので、その資格者証の 3験を有するものとする。 ト工事に関し3年以上の実務経験を有する者。 関し3年以上の実務経験を有する者。 関し3年以上の実務経験を有する者。 関し1年以上の実務経験を有する者。	言」の資格者証に限る。 証の交付を受けようとする者の養成
別表		別表		
	登録基幹技能者の対応表		登録基幹技能者の対応表	
※ 登録基幹技能者を技術者として記力	、する際の別添4-1において対応する建設工事の種類。	 ※ 登録基幹技能者を技術者と	: して記入する際の別添4-1において対応する建設工事	の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登 録 造 園 基 幹 技 能 者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登 録 防 水 基 幹 技 能 者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録 PC基幹技能者	とび
登 録 配 管 基 幹 技 能 者	管
登 録 鳶 · 土 工 基 幹 技 能 者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防
登 録 土 工 基 幹 技 能 者	とび
登録発破·破砕基幹技能者	とび
登録圧入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	電気
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	<u>とび</u>

	♥/別称4-1(こわV・C内心りの)建成工事♥/対域規。
登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登 録 橋 梁 基 幹 技 能 者	とび、鋼構
登 録 造 園 基 幹 技 能 者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登 録 防 水 基 幹 技 能 者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録 PC基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	EU NAME THE L
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管 Lyp
登録グラウト基幹技能者登録冷凍空調基幹技能者	とび 管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび、神承、坦風とび
登録標識·路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防
登録土工基幹技能者	とび
登録発破·破砕基幹技能者	とび
登録压入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	とび、電気
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	<u>とび</u>
登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、通信
登録土質改良基幹技能者	<u>とび</u>
登録都市トンネル基幹技能者	<u>とび</u>
登 録 潜 函 基 幹 技 能 者	<u>とび</u>

改 正 前 改 正

別添4-2

建設業法における技術者制度

_			4		I		
⇒左下	可を受けている	○指定建設業	(7業種)		○その他		
業		土木一式、建築	一式、管工事	、鋼構造物、舗装、	左記以外の22	2業種	
来	種	電気、造園					
	許可の種類	特定建	設業	一般建設業	特定發	建設業	一般建設業
建設業の許可制度	営業所に必要 な専任の技術 者の資格要件	一級国家資格者国土交通大臣特	•	一級国家資格者、 二級国家資格者、 実務経験者	一級国家資格 実務経験者	渚、	一級国家資格者、 二級国家資格者、 実務経験者
制度	元請工事にお ける下請金額 の金額合計	<u>4,500</u> 万円 以上 ※1	<u>4,500</u> 万円 未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1	4,500 万円 以上	<u>4,500</u> 万円 未満	<u>4,500</u> 万円以上は 契約できない
	工事現場に置 くべき技術者	監理技術者	主		監理技術者	主任	
工事	技術者の資格	一級国家資格 者、国土交通 大臣特別認定 者	二級[国家資格者 国家資格者 務経験者	一級国家資格者、実務 経験者	二級	国家資格者 国家資格者
	要件	ただし、営業譲	護又は会社分	かつ恒常的な雇用問 割により建設業を設 企業からの出向者を	譲り受け又は継		
制度	技術者の現場 専任	公共性のある	L作物に関する	5建設工事(※2)では	あって請負金額	が <u>4,000</u> 万円じ	(上(※3) となる工
	資格者証の必 要性	発注者が国、 公共団体等の 場合に必要	Ψ.	(要ない	発注者が 国、公共団 体等の場合 に必要	,¥	グ要ない

- ※1 建築一式工事の場合は7,000万円に読み替える。
- ※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水 道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工 事(個人住宅を除くほとんどの施設が対象)
- ※3 建築一式工事は8,000万円以上に読み替える。

改正理由

別添 $4-3\sim 4-4$ [略]

別紙6

その他必要な資格等の設定基準

1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分

一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法に抵触する下請が行われる可能性が高いと推察される下限の金額(目安) を設計額1億円とし、設計額1億円以上の工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする(配置予定技術者の資格と して監理技術者資格を求めない場合を除く。)。

ただし、特殊設備等明らかに下請が4千5百万円(建築一式工事は7千万円)以上となる可能性が高い工事の場合は、設計額

以下 〔略〕

2~3 〔略〕

- 1億円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。

 - 1 建設業法施行令の一部改正による建設業許可等に係る金額要件の見直しを踏まえた改正

2 その他所要の整備

別添4-2

建設業法における技術者制度

許業	可を受けている 種	○指定建設業 土木一式、建築 電気、造園	. ,,,,,,	、鋼構造物、舗装、	○その他 左記以外の22	業種	
	許可の種類	特定建	設業	一般建設業	特定發	建 設業	一般建設業
建設業の許可制度	営業所に必要 な専任の技術 者の資格要件	一級国家資格者国土交通大臣特	• •	一級国家資格者、 二級国家資格者、 実務経験者	一級国家資格 実務経験者	渚、	一級国家資格者、 二級国家資格者、 実務経験者
制度	元請工事にお ける下請金額 の金額合計	<u>5,000</u> 万円 以上 ※1	<u>5,000</u> 万円 未満 ※1	5,000 万円以上は 契約できない ※ 1	<u>5,000</u> 万円 以上	<u>5,000</u> 万円 未満	<u>5,000</u> 万円以上は 契約できない
	工事現場に置 くべき技術者	監理技術者	主	<u> </u>	監理技術者	主任	壬技術者
工事	技術者の資格	一級国家資格 者、国土交通 大臣特別認定 者	二級	国家資格者 国家資格者	一級国家資 格者、実務 経験者	二級	国家資格者 国家資格者
工事現場の技術者制度	要件	護又は会社分	かつ恒常的な雇用関 割により建設業を設 企業からの出向者を	験り受け又は継			
制度	技術者の現場 専任	公共性のある 事	[作物に関する	5建設工事(※2)では	あって請負金額	が <u>4,500</u> 万円じ	(上(※3)となる工
	資格者証の必 要性	発注者が国、 公共団体等の 場合に必要	·Ľ	変ない	発注者が 国、公共団 体等の場合 に必要	·Ľ	要ない

- ※1 建築一式工事の場合は8,000万円に読み替える。
- ※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水 道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工 事(個人住宅を除くほとんどの施設が対象)
- ※3 建築一式工事は9,000万円以上に読み替える。

別添 $4-3\sim 4-4$ 〔略〕

別紙6

以下〔略〕

 $2 \sim 3$ [略]

その他必要な資格等の設定基準

1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分

一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法に抵触する下請が行われる可能性が高いと推察される下限の金額(目安) を設計額1億円とし、設計額1億円以上の工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする(配置予定技術者の資格と して監理技術者資格を求めない場合を除く。)。

ただし、特殊設備等明らかに下請が5千万円(建築一式工事は8千万円)以上となる可能性が高い工事の場合は、設計額1億 円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。